

社会福祉法人 恩徳福祉会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 生計困難者に対する支援相談事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 老人デイサービスセンターの経営

(ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(チ) 複合型サービス福祉事業の経営

(リ) 老人介護支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人恩徳福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府吹田市岸部南一丁目4番24号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名以上を含む合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の過半数を超えるものが賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が210万円を超えない範囲で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 計算書類（貸借対照表等及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 残余財産の処分
- (11) 基本財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 14 条 評議員会には議長を置く。

- 2 議長は会議に出席した評議員の中からその都度選定する。

（決議）

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、5 名まで業務執行理事とすることができる。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 18 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 19 条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第 22 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会

において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第 26 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 27 条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下、この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 0 円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四五条の二〇第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一一三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第 28 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

第 29 条 この法人に会長 1 名及び顧問を置くことができる。

- 2 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会に出席し意見を述べること。ただし、理事会の議決権を有しない。
- 3 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会から諮問された事項について、理事会に出席し意見を述べること。
ただし、理事会の議決権を有しない。
- 4 会長及び顧問の選任は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 5 会長及び顧問の任期は、役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。
- 6 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支

払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名、または記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番7 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (132.47平方メートル)
 - (2) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番8 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (135.00平方メートル)
 - (3) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番9 所在の

- 特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (216.00平方メートル)
- (4) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番11 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (454.00平方メートル)
- (5) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番12 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (392.00平方メートル)
- (6) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 109番1 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (405.99平方メートル)
- (7) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 110番1 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (624.29平方メートル)
- (8) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 111番1 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (778.98平方メートル)
- (9) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 111番5 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (55.60平方メートル)
- (10) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 112番1 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (719.62平方メートル)
- (11) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 114番1 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (841.67平方メートル)
- (12) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 114番2 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (457.66平方メートル)
- (13) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 98番33 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (29.00平方メートル)
- (14) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 99番2 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (25.00平方メートル)
- (15) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 104番2 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (27.00平方メートル)
- (16) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 106番3 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (24.00平方メートル)
- (17) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 107番3 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (50.00平方メートル)
- (18) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 107番8 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (25.12平方メートル)
- (19) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 107番10 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (8.76平方メートル)
- (20) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 110番4 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (7.96平方メートル)
- (21) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 175番8 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (7.88平方メートル)
- (22) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 176番5 所在の
特別養護老人ホームやまさき白寿園 敷地 (27.60平方メートル)
- (23) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の34 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (578.51平方メートル)
- (24) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の39 所在の

- 特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (932.00平方メートル)
- (25) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の40 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (1,533.88平方メートル)
- (26) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の41 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (3,192.00平方メートル)
- (27) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の62 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (1,589.00平方メートル)
- (28) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の71 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (1,014.00平方メートル)
- (29) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の146 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (152.00平方メートル)
- (30) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の147 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (888.00平方メートル)
- (31) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の151 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (39.66平方メートル)
- (32) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の152 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (23.14平方メートル)
- (33) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の153 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (39.66平方メートル)
- (34) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の165 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 敷地 (1,027.00平方メートル)
- (35) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番の64 所在の
特別養護老人ホームサンビラこうべ 通所介護事業所 敷地
(1,811.00平方メートル)
- (36) 大阪府吹田市岸部南1丁目 367番1 所在の
特別養護老人ホームメルヴェイユ吹田 敷地 (4,138.80平方メートル)
- (37) 大阪府吹田市岸部南1丁目 367番9 所在の
特別養護老人ホームメルヴェイユ吹田 敷地 (81.17平方メートル)
- (38) 大阪府吹田市岸部南1丁目 40番9 所在の
介護老人保健施設フェリーチェ吹田 敷地 (2,975.22平方メートル)
- (39) 兵庫県宍粟市山崎町川戸字吉原 1821番 所在の
特別養護老人ホームしそくの杜 敷地 (1,342.00平方メートル)
- (40) 兵庫県宍粟市山崎町川戸字吉原 1819番 所在の
特別養護老人ホームしそくの杜 敷地 (2,066.00平方メートル)
- (41) 兵庫県宍粟市山崎町川戸字吉原 1823番2 所在の
特別養護老人ホームしそくの杜 敷地 (962.01平方メートル)
- (42) 大阪府泉大津市千原町2丁目 66番2 所在の
軽費老人ホーム慈恵園 敷地 (1,035.57平方メートル)
- (43) 大阪府泉大津市千原町2丁目 166番7 所在の
軽費老人ホーム慈恵園 敷地 (184.12平方メートル)
- (44) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3093番1 所在の
介護老人保健施設あかしあ及び特別養護老人ホームあかしあ 敷地

- (411.00 平方メートル)
- (45) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3094番1 所在の
介護老人保健施設あかしあ及び特別養護老人ホームあかしあ 敷地
(652.00 平方メートル)
- (46) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3096番1 所在の
介護老人保健施設あかしあ及び特別養護老人ホームあかしあ 敷地
(561.00 平方メートル)
- (47) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3086番21 所在の
介護老人保健施設あかしあ及び特別養護老人ホームあかしあ 敷地
(390.22 平方メートル)
- (48) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3086番22 所在の
介護老人保健施設あかしあ及び特別養護老人ホームあかしあ 敷地
(475.09 平方メートル)
- (49) 兵庫県姫路市の形町の形1768番10 所在の
特別養護老人ホーム汐里 敷地 (131.07 平方メートル)
- (50) 兵庫県姫路市の形町の形1768番28 所在の
特別養護老人ホーム汐里 敷地 (3,198.96 平方メートル)
- (51) 兵庫県姫路市の形町の形1768番33 所在の
特別養護老人ホーム汐里 敷地 (664.67 平方メートル)
- (52) 兵庫県姫路市の形町の形字奥浜1768番25 所在の敷地のうち
1 階居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所部分 (110.97平方メートル)
- (53) 兵庫県姫路市の形町の形字奥浜1768番122 所在の敷地のうち
1 階居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所部分 (5.88平方メートル)
- (54) 兵庫県小野市栗生町字前田3610番1 所在の
特別養護老人ホーム栗生逢花苑 敷地 (3,017.29 平方メートル)
- (55) 大阪府東大阪市衣摺6丁目868番 所在の
特別養護老人ホームきずり逢花苑 敷地 (2,417.25 平方メートル)
- (56) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目3番 所在の
特別養護老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (1,173.55 平方メートル)
- (57) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目7番6 所在の
特別養護老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (116.89 平方メートル)
- (58) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目8番4 所在の
特別養護老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (661.15 平方メートル)
- (59) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目8番5 所在の
特別養護老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (10.61 平方メートル)

- (60) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目11番 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (347.10 平方メートル)
- (61) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目12番 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (614.87 平方メートル)
- (62) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目13番1 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (433.05 平方メートル)
- (63) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目13番2 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (353.71 平方メートル)
- (64) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目14番 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (694.21 平方メートル)
- (65) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目18番2 所在の
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花
及び介護老人保健施設 菜乃花 敷地 (382.28 平方メートル)
- (66) 兵庫県宍粟市山崎町春安字下河原 110番地1、98番地7、98番地8、109番地1、111番地1、112番地1、114番地1、114番地2、98番地11、98番地12、111番地5、98番地9 所在の
- ① 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
特別養護老人ホームやまさき白寿園 老人ホーム 1 棟
(4,787.14平方メートル)
- ② コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
特別養護老人ホームやまさき白寿園 機械室 1 棟
(60.00平方メートル)
- ③ 木・鉄骨造スレート葺平家建
特別養護老人ホームやまさき白寿園 浴室 1 棟
(41.56平方メートル)
- ④ 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
特別養護老人ホームやまさき白寿園 集会所 1 棟
(109.55平方メートル)
- (67) 兵庫県神戸市西区神出町宝勢字大歳谷 774番地41、774番地39、774番地39先、774番地40、774番地62、774番地62先、774番地71、774番地147、774番地167、774番地64 所在の
- ① 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
特別養護老人ホームサンビラこうべ 老人ホーム 1 棟
(9,272.00平方メートル)
- ② 鉄筋コンクリート造スレート葺平家建
特別養護老人ホームサンビラこうべ 機械室 1 棟
(101.40平方メートル)

- ③ コンクリートブロック造スレート葺平家建
特別養護老人ホームサンビラこうべ 物置 1棟
(6.75平方メートル)
- ④ 鉄骨・軽量鉄骨造合金メッキ鋼板・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人ホームサンビラこうべ 通所介護事業所 1棟
(369.89平方メートル)
- (68) 大阪府吹田市岸部南1丁目 367番地の1 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建
特別養護老人ホームメルヴェイユ吹田 老人ホーム 1棟
(7,834.98平方メートル)
- (69) 大阪府吹田市岸部南1丁目 40番9 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 介護老人保健施設フェリーチェ吹田
老人福祉施設 1棟 (4,391.41平方メートル)
- (70) 大阪府藤井寺市野中1丁目 100番地1 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建1,956.35平方メートルのうち
1階通所介護事業所部分 (314.50平方メートル)
- (71) 兵庫県宍粟市山崎町川戸字吉原1821番地、1819番地、1823番地2 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 特別養護老人ホームしその杜
老人ホーム 1棟 (4,904.65平方メートル)
- (72) 大阪府泉大津市千原町 2丁目66番地の2 所在の
鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建 軽費老人ホーム慈恵園
老人ホーム1棟 (1,819.49平方メートル)
- (73) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3093番地1、3094番地1、3096番地1
所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺5階建
介護老人保健施設あかしあ 老人保健施設1棟 (2,690.55平方メートル)
- (74) 大阪府河内長野市あかしあ台2丁目 3093番地1、3086番地21、3086番地2
2 所在の
鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建
特別養護老人ホームあかしあ 老人ホーム 1棟
(2,190.58平方メートル)
- (75) 大阪府大阪市平野区長吉川辺三丁目 508番地5、508番地4 所在の
① 鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 介護老人保健施設ながよし
老人保健施設 1棟 (3,421.29平方メートル)
② コンクリートブロック造陸屋根平屋建
介護老人保健施設ながよし苑 ゴミ置き場 1棟
(9.43平方メートル)
- (76) 大阪府藤井寺市野中一丁目103番地1、103番地3 所在の
鉄筋コンクリート造 陸屋根瓦葺5階建 介護老人保健施設ふじいでら
老人保健センター 1棟 (3,248.74平方メートル)
- (77) 大阪市平野区長吉川辺三丁目507番地9 所在の
鉄骨造陸屋根3階建 かわなべ健康倶楽部 老人福祉施設 1棟

(871.4平方メートル)

- (78) 大阪府藤井寺市野中一丁目44番地11 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 ステップ 老人福祉施設 1棟
(812.38平方メートル)
- (79) 兵庫県姫路市の形町の形字奥浜1768番地28、1768番地33 所在の
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 特別養護老人ホーム汐里
老人ホーム 1棟 (4,901.19平方メートル)
- (80) 兵庫県姫路市の形町の形字奥浜1768番地25、1768番地122 所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき 3階建499.61平方メートルのうち
1階居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所及び特定福
祉用具販売事業所部分 (164.07平方メートル)
- (81) 兵庫県小野市栗生町字前田3610番地1 所在の
① 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 特別養護老人ホーム栗生逢花苑
老人ホーム 1棟 (3,702.52 平方メートル)
② コンクリートブロック造スレート葺平家建
特別養護老人ホーム栗生逢花苑 プロパン庫 1棟
(21.59 平方メートル)
- (82) 大阪府東大阪市衣摺6丁目868番地 所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 特別養護老人ホームきずり逢花苑
老人福祉施設 1棟 (4393.74 平方メートル)
- (83) 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目12番地、13番地2、13番地1、14番地、
11番地所在の
① 鉄骨造陸屋根8階建 特別養護老人老人ホーム菜乃花及び
地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花及び介護老人保健施設 菜乃花
老人ホーム 1棟 (8,150.45 平方メートル)
② 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
特別養護老人老人ホーム菜乃花及び
地域密着型特別養護老人ホーム菜乃花及び介護老人保健施設 菜乃花
集塵庫 (21.07 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 41 条に掲げる公益を目的とする事業
及び第 42 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な
手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 36 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三
分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければな
らない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉
貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産

を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）
に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 37 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護の事業
- (2) 居宅介護支援の事業
- (3) 診療所の事業
- (4) 有料老人ホームの事業
- (5) 特定施設入居者生活介護の事業
- (6) 訪問リハビリテーションの事業
- (7) 福祉用具貸与の事業
- (8) 特定福祉用具販売の事業
- (9) 住宅改修事業
- (10) 社会福祉増進に資する人材育成確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 日本語学校の経営

(3) 介護福祉機器・介護福祉用品販売事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第 46 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第十三条及び平成十四年厚生労働省告示第二百八十三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第 47 条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 49 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、社会福祉法人恩徳福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 51 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 早 川 勝

理 事 北 川 五 六

〃 永 井 久 代

〃 栗 山 章

〃 春 名 忠 男

〃 井 原 正 則

監 事 井 上 末 一

〃 谷 口 秋 治

附 則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は平成 30 年 12 月 27 日から施行する。

この定款は令和 3 年 3 月 11 日から施行する。

この定款は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は令和 5 年 8 月 23 日から施行する。